　　　株式会社○○○○　　消防計画

**１　目的**

　この消防計画は，消防法第８条第１項の規定に基づき，　　株式会社○○○○　　の防火管理について必要な事項を定め，火災，地震，その他の災害の予防と人命の安全，被害の軽減を図ることを目的とする。

**２　適用範囲**

この計画に定めた事項については，次の部分及び関係のある者等に適用し，該当する場合はこれを遵守しなければならない。

⑴　当該管理権原の及び範囲は（　□ 建物全体 ／ ☑ 次の各部分　）とする。

　　※建物全体でない場合はこちらに該当する範囲を記載してください。　→　　 　１階及び２階　　 部分

⑵　この計画を遵守しなければならない者は　株式会社○○○○に勤務する者　　及び，出入りする全ての者である。

⑶　その他

**３　管理権原者**

管理権原者　　株式会社○○○○　代表取締役　○○○○　　は，管理権原が及ぶ範囲の防火管理業務について，全ての責任を持つものとする。

**４　自衛消防の組織に関すること**

火災，地震，その他の災害等が発生した場合に，被害を最小限にとどめるために自衛消防の組織を設置する。火災等の災害が発生した場合は，災害種別・被害区分ごとに定めた**自衛消防の組織の任務分担等**に基づいた行動を実施する。**（別紙１）**

**５　防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること**

防火管理者は，建築物，火気設備等及び消防用設備等の維持管理を図るため，**自主点検チェック表（定期），消防用設備等自主点検チェック表（別紙２）**を別に作成し，その表に基づき定期的に検査を実施し，その結果を記録・保存する。

**６　消防用設備等の点検及び整備に関すること**

防火管理者は，建物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため，法定点検を実施し，その結果を防火管理維持台帳に記録，保存するとともに（　☑ １年 ／ □ ３年　）に１回消防署長に報告する。

なお，点検は毎年　１　月と　７　月に実施するものとする。

※特定防火対象物は「１年」，非特定防火対象物は「３年」を☑してください。

**７　避難施設の維持管理及びその案内に関すること**

防火管理者は，火災予防及び避難施設等の維持管理のため，次の掲げる事項を関係のある者に遵守させなければならない。

⑴　火気設備等は，使用前，使用後に必ず点検し，安全を確認するとともに，周囲は常に整理整頓する。

⑵　喫煙は，指定された場所で行う。

⑶　廊下，階段，出入口等には，避難の障害となる物品を置かない。

⑷　非常口等は，有事に容易に開放できるよう維持管理を徹底する。

１ページ

⑸　定められた場所以外で火気を使用しない。

⑹　危険物品等は，持ち込まない，持ち込ませない。

⑺　内装や構造等の変更工事は，消防法令違反が発生しないかを事前に確認したうえで実施する。

⑻　工事を実施する場合は，火気等の使用について防火管理者の指示を受ける。

**８　定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること**

防火管理者等は，常に収容人員を把握するとともに，その適正化を図り，安全管理に努める。

　※収容人員・・・その建物等に出入し，勤務し，又は居住する方の人数の合計

**９　防火管理上必要な教育に関すること**

防火管理者は，従業員等に対して，定期的に次に示す事項の教育を実施する。

⑴　消防計画の周知徹底及び従業員等の任務について

⑵　火災予防上の遵守事項について

⑶　発災時の周知要領及び避難誘導要領について

⑷　消防用設備等の機能及び取扱要領について

**10　消火，通報及び避難訓練に関すること**

防火管理者は，火災，地震，その他の災害に際し，被害を最小限にとどめるため消火，通報，避難誘導等の消防訓練を　　（　☑ 年２回以上　１　月及び　７　月 ／ □ 定期的　　　　月）に実施する。

※特定防火対象物は「年２回以上」，非特定防火対象物は「定期的」を☑して実施予定月を記入してください。

**11　防火管理についての消防機関への連絡に関すること**

防火管理業務について，消防機関に連絡（届出）する必要のあることは次のとおりです。

⑴　防火管理者の選任，解任の届出

⑵　消防計画の作成，変更に関する届出

⑶　消防用設備等の点検結果報告

⑷　その他法令で定める必要な届出

⑸　建物の使用用途や構造を変更する場合（部分的な変更を含む）の事前相談

**12　その他防火管理上必要な事**項

⑴　本計画に定めるもののほか，適宜，防火管理者等は，管理権原者の指示のもと防火管理に関して必要な事項の確認を行い，必要となる書類（避難経路図など）を編冊する。

⑵　次に掲げる事項について該当するものの対応は，以下のとおりとする。

　　□　防火管理上必要な業務の一部委託の方法は，消防法施行規則第３条第２項の規定に基づき，**別添１**のとおりとする。

　☑　南海トラフ地震等に係る事項（*浸水被害が想定される区域に該当する事業所のみ*）は，別添２のとおりとする。

　　　□　消防法第８条の２の２（防火対象物の点検及び報告）に該当する場合は，資格のある者に点検させ，その結果を**１年に１回，消防機関に報告**する。また，消防に関する書類（別添３）を防火管理維持台帳として編冊し保存する。

２ページ